

# ○学校法人武蔵野大学寄附行為

(昭和26年 2月23日認可)

改正	昭和29年	6月24日	昭和39年	9月29日
	昭和40年	1月25日	昭和42年	1月11日
	昭和47年	7月1日	昭和52年	1月10日
	昭和53年	12月9日	昭和56年	6月6日
	昭和61年	3月12日	平成元年	12月22日
	平成4年	6月1日	平成6年	12月21日
	平成9年	3月6日	平成9年	12月19日
	平成10年	12月22日	平成11年	10月22日
	平成11年	12月22日	平成12年	10月26日
	平成13年	12月20日	平成14年	4月5日
	平成14年	7月30日	平成15年	3月31日
	平成15年	6月1日	平成15年	11月27日
	平成16年	8月2日	平成16年	12月10日
	平成17年	3月31日	平成17年	12月5日
	平成18年	3月31日	平成18年	6月14日
	平成18年	8月28日	平成19年	4月1日
	平成20年	4月1日	平成21年	4月1日
	平成22年	4月1日	平成22年	6月16日
	平成22年	12月8日	平成23年	4月1日
	平成23年	6月17日	平成24年	4月1日
	平成25年	4月1日	平成25年	5月31日
	平成25年	10月1日	平成26年	4月1日
	平成26年	5月1日	平成27年	4月1日
	平成28年	4月1日	平成28年	6月14日
	平成28年	6月30日	平成28年	12月31日
	平成29年	9月13日	平成30年	4月1日
	平成30年	6月25日	平成31年	4月1日
	令和2年	4月1日	令和2年	6月1日
	令和2年	8月14日	令和3年	4月1日
	令和3年	9月1日	令和4年	3月4日
	令和4年	4月1日	令和4年	7月1日
	令和5年	4月1日	令和5年	8月1日
	令和6年	4月1日	令和7年	4月1日
	令和8年	3月3日	令和8年	4月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人武蔵野大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区有明三丁目3番3号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、仏教精神並びに教育基本法及び学校教育法に従い、有為の女子を育成すると共に男女共同参画社会の実現に資する教育及び幼児教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

一 武蔵野大学

大学院

文学研究科

言語文化研究科

法学研究科

政治経済学研究科

経営学研究科

データサイエンス研究科

人間社会研究科

仏教学研究科  
ウェルビーイング研究科  
工学研究科  
環境学研究科  
教育学研究科  
薬科学研究科  
看護学研究科  
通信教育部  
人間社会研究科  
仏教学研究科  
環境学研究科

文学部

日本文学文化学科

グローバル学部

グローバルコミュニケーション学科

日本語コミュニケーション学科

グローバルビジネス学科

法学部

法律学科

政治学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

会計ガバナンス学科

アントレプレナーシップ学部

アントレプレナーシップ学科

データサイエンス学部

データサイエンス学科

人間科学部

人間科学科

社会福祉学科

ウェルビーイング学部

ウェルビーイング学科

工学部

サステナビリティ学科

環境システム学科

数理工学科

建築デザイン学科

教育学部

教育学科

幼児教育学科

薬学部

薬学科

看護学部

看護学科

通信教育部

国際データサイエンス学部

データサイエンス学科

人間科学部

人間科学科  
教育学部  
教育学科

- 二 武蔵野大学高等学校（全日制の課程）普通科
- 三 武蔵野大学中学校
- 四 千代田高等学校（全日制の課程）普通科
- 五 千代田中学校
- 六 武蔵野大学附属幼稚園
- 七 武蔵野大学附属有明こども園  
（収益事業）

**第4条の2** この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 教育、学習支援業（千代田インターナショナルスクール東京）

**第5条** 削除

### 第3章 役員

（役員）

**第6条** この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 12名以上16名以内
  - 二 監事 3名
- 2 理事のうち1名は理事長とし、理事総数の過半数の決議により、理事会において選定する。その職を解職するときも同様とする。

（理事）

**第7条** 理事は、次の各号に掲げる者で理事会が選任した者とする。

- 一 武蔵野大学長
- 二 事務局長
- 三 浄土真宗本願寺派総長が推薦した者1名
- 四 築地本願寺宗務長
- 五 浄土真宗本願寺派東京教区選出宗会議員代表1名
- 六 浄土真宗本願寺派東京教区教区会議長
- 七 龍谷総合学園の優れた学校経営経験者1名
- 八 武蔵野大学の教員1名
- 九 この法人に関係ある学識経験者のうちから、財務、学校法人の経営、学術教育研究、コンプライアンス、国際交流の分野等に優れた経験を有する者4名以上8名以内  
（常務理事、学内理事及び学外理事）

**第7条の2** 理事長を除く他の理事のうち、次に掲げる者3名を常務理事とし、理事会において候補者を除く理事総数の過半数の決議により選定する。その職を解職するときも同様とする。

- 一 武蔵野大学長
  - 二 前条第9号の理事のうちから理事会が選定した者2名
- 2 理事長及び常務理事を除く他の理事のうち、次に掲げる者2名を学内理事とし、理事会において候補者を除く理事総数の過半数の決議により選定する。その職を解職するときも同様とする。
- 一 事務局長
  - 二 前条第8号の理事
- 3 理事長、常務理事及び学内理事を除く非常勤の理事を学外理事とし、第19条第5項に定める学外理事者会を構成する。
- 4 学外理事のうち1名は、学外理事者会を代表する学外理事者会会長とする。

（理事等の選任等）

**第7条の3** この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
- 3 理事会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 4 理事会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 5 理事長、前条第1項に定める常務理事、前条第2項に定める学内理事、並びに第7条第3号から第7号及び第9号の理事については、別に定める役員等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、定められた選考基準に基づき候補者を選考し、理事会において候補者を除く理事総数の過半数の決議により選任する。
- 6 理事長が候補者の場合は、学外理事者会会長を理事会の議長とする。
- 7 学外理事者会会長は、学外理事のうちから本願寺派教師資格を有し学校法人経営の経験と見識のある者を、候補者を除く学外理事総数の過半数の決議により学外理事者会において選定する。その職を解職するときも同様とする。学外理事者会会長が候補者の場合は、第7条第4号の理事を学外理事者会の議長とする。
- 8 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守し、別に定める候補者選考基準を満たす者を選任しなければならない。

（監事の選任及び職務）

**第8条** 監事はこの法人の理事、教職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから、選考委員会が、定められた選考基準に基づき監事候補者を選考し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守し、別に定める候補者選考基準を満たす者を選任しなければならない。
- 4 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の同意を得て、評議員会の決議によって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - 一 この法人の業務、財産の状況及び理事の職務の執行の状況を監査すること。
  - 二 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - 三 第1号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
  - 四 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - 五 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 6 前項第4号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

（監事の調査権限等）

**第8条の2** 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

**第8条の3** 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期等)

**第9条** 役員任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 役員は、再任されることができる。

3 第7条の2第1項第2号の常務理事については、理事長が退任したとき、理事会の決議により、理事の職を失うものとする。

4 第7条第1号、第2号、第4号から第6号及び第8号に規定する職によって、この法人の理事になった者は、その職を退いたとき、理事の職を失うものとする。

(理事の解任及び退任)

**第10条** 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下、同じ）の4分の3以上の決議によって解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

四 この法人の理事としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事会に求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から14日以内に理事会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から14日を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第31条第1項第2号から第5号に掲げる事由に該当することに至ったとき。

(監事の解任及び退任)

**第10条の2** 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

四 この法人の監事としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

- 3 監事は次の事由によって退任する。
  - 一 任期の満了
  - 二 辞任
  - 三 死亡
  - 四 私立学校法第46条第1項第1号及び第2号に掲げる事由に該当することに至ったとき。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

**第10条の3** 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

**第10条の4** 役員は、第6条第1項に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の役員が選任されるまでは、なお役員としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、30日以内に補充しなければならない。
- 3 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、30日以内に補充しなければならない。

(理事長の職務)

**第11条** 理事長は、この法人を代表し、建学の精神に基づきその業務を総理し、この法人の規定により業務を執行する。

- 2 理事長は、法人経営について、理事会に責任を負う。

(常務理事及び学内理事の職務)

**第12条** 第7条の2第1項に定める常務理事及び同条第2項に定める学内理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

- 2 常務理事及び学内理事は、理事会で決定された担当業務を執行し、理事長と共に理事会に責任を負う。
- 3 常務理事及び学内理事の担当業務等の詳細については、別に定める。
- 4 理事長、常務理事及び学内理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事長職務の代理等)

**第13条** 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事又は学内理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(役員報酬)

**第14条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第4章 理事会等

(業務の決定等)

**第15条** この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会において行う。

- 2 理事会は、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条の規定に基づき代理の

理事が理事会を招集する。

- 5 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的である事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 8 理事長は、理事会の議長となる。
- 9 理事長が、第5項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 10 第6項及び第7項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 11 第4項及び第9項並びに第8条第6項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の成立等)

**第16条** 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、法令及びこの寄附行為が特に定めている場合を除いて、出席理事の過半数で決する。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議事項)

**第17条** 理事会は、次に掲げる事項について、決議する。

- 一 建学の精神の堅持に関する事項
- 二 予算及び事業計画
- 三 事業に関する中長期的な計画
- 四 収益事業に関する重要事項
- 五 基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 六 重要な資産の処分又は譲受け
- 七 多額の借財
- 八 寄附行為の変更、同施行規則の制定及び変更に関する事項
- 九 合併
- 十 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 十一 解散
- 十二 学則の制定及び改廃に関する事項
- 十三 教学に関する事項のうち経営に係る重要な事項
- 十四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 十五 就業規則及びその付属規程の制定及び改廃に関する事項
- 十六 法人の重要な組織の設置、変更及び廃止に関する事項
- 十七 人事制度に関する事項
- 十八 この法人の設置する学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 十九 決算及び財務の基本に関する事項（募財及び各種基金に関する事項を含む。）
- 二十 権限の委任の内容・範囲又は専決に関する事項
- 二十一 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制  
その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備
- 二十二 理事会の決議により制定された規程等の改正及び廃止に関する事項
- 二十三 その他理事会が必要と認める事項

2 前条第2項の規定にかかわらず、前項第1号から第13号に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の決議を要する。

(理事会業務決定の委任)

**第18条** 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項及びその他この法人の業務に関する重要事項以外の決定については、常任理事会又は教学執行者会にその決定を委任することができる。

2 前項に定める重要事項については、別に定める。

(常任理事会等の設置)

**第19条** 理事会に上程する議案の事前審議及び理事会から委任された範囲の法人業務の審議決定を行うため、常任理事会を置く。

2 理事長、常務理事及び学内理事をもって前項に定める常任理事会を構成する。

3 理事会から委任された範囲の教学業務の審議決定を行うため、教学執行者会を置く。

4 この法人が設置する高等学校、中学校の校長の選考については、選考委員会が、定められた基準に基づき候補者を選考し、理事会において候補者を除く理事総数の過半数の決議により選任する。

5 理事長、常務理事及び学内理事の職務の執行を監督するため、学外理事会を置く。

6 この法人の建学の精神の根幹に係る事項等の変更の可否を検討するため、顧問会議を置く。

7 建学の精神の堅持・継承のため、雪頂会議を置く。

8 理事長及び学外理事会会長が建学の精神の堅持・継承を担う責任者の選任が必要と発議した場合には、その職務を行う者として、総長を置くことができる。総長の職務については、別に定める。

9 前項に定める総長については、選考委員会が、定められた選考基準に基づき候補者を選考し、理事会において候補者を除く理事総数の過半数の決議により選任する。

10 理事は、総長を兼務することができる。

11 第1項、第3項、第5項、第6項及び第7項に定める常任理事会、教学執行者会、学外理事会、顧問会議及び雪頂会議に関する必要な事項については、別に定める。

(議事録)

**第20条** 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに決議事項(審議の経過・内容を含む。)及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事の中から互選された理事2名以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第26条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第5章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

**第21条** 評議員会は、次に掲げる17名以上19名以内の評議員をもって組織する。

一 この法人の設置する学校の教職員にして、校長、園長の職にある者から理事長が指名した者2名以上3名以内、学長の指名した者2名、並びに理事長が指名した事務局次長の職にある者1名 計5名以上6名以内

二 理事長の指名した者3名

三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者から同窓会長の指名した者4名

四 この法人に関係ある学職経験者のうちから評議員会が選任した者5名以上6名以内

2 前項第1号のうち事務局次長の職にある者がいないときは、同号の定数を減ずることができる。

3 第1項第4号の評議員については、選考委員会が、定められた選考基準に基づき候補者を選考し、評議員会の決議により選任する。

4 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守し、別に定める候補者選考基準を満たす者を選任しなければならない。

(評議員の任期等)

**第22条** この法人の評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 前条第1項第1号に規定する地位によって、この法人の評議員になった者は、その地位を退いたとき、評議員の職を失う。

4 評議員は、前条第1項に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

**第23条** 評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(評議員会の招集等)

**第24条** 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 評議員総数の10分の1以上の評議員は、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。理事長は、その請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日から30日前までにしなければならない。

5 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 私立学校法施行規則で定める事項

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

**第24条の2** 前条第3項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第5項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(監事による招集)

**第24条の3** 第8条第5項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第24条第5項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

**第24条の4** 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の運営)

**第25条** 評議員会に議長を置き、第21条第1項第2号の評議員のうちから評議員の互選によって定める。

2 評議員会の議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、議長の任期中に、議長の評議員としての任期が満了したときは、あらためて議長を定めなければならない。

3 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、法令及びこの寄附行為が特に定めている場合を除いて、出席した評議員の過半数で決する。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

6 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

7 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 建学の精神の堅持に関する事項

二 予算及び事業計画

三 事業に関する中長期的な計画

四 収益事業に関する重要事項

五 基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

六 重要な資産の処分又は譲受け

七 多額の借財

八 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

九 私立学校法施行規則第54条各号に定める事項に係る寄附行為の変更

十 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

十一 寄附金品の募集に関する事項

十二 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

8 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

一 私立学校法施行規則第54条各号に定める事項を除く寄附行為の変更

二 理事会の決議による解散

三 合併

9 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

10 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

(役員の出席等)

**第25条の2** 理事長、常務理事、学内理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、常務理事、学内理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(議事録)

**第26条** 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員及び監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに決議事項（審議の経過・内容を含む。）及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員の中から議長が指名した評議員2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(評議員会の意見具申等)

**第27条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(理事の行為の差止めの求め)

**第27条の2** 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第8条の3の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

**第27条の3** 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事。))に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員の解任及び退任)

**第28条** 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項第1号から第3号の評議員については当該評議員を指名した者により、同条同項第4号の評議員については評議員会の決議により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 三 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 四 この法人の評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第31条第1項第2号から第5号に掲げる事由に該当することに至ったとき。

## 第6章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

**第29条** 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事会・評議員会特別協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から30日以内に、理事会・評議員会特別協議会を招集しなければならない。

2 理事会・評議員会特別協議会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事長
- 二 学外理事者会会長
- 三 理事長が指名した常務理事1名
- 四 評議員会議長
- 五 評議員会議長が指名した評議員2名

- 3 理事会・評議員会特別協議会の構成員は、理事会・評議員会特別協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- 4 理事会・評議員会特別協議会は、第2項に掲げる構成員のうち、理事及び評議員のそれぞれ過半数の出席をもって成立する。
- 5 理事会又は評議員会は、理事会・評議員会特別協議会の協議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。
- 6 理事会・評議員会特別協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

**第30条** この法人に、会計監査人1名を置く。

- 2 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

**第31条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

**第32条** 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

**第33条** 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

**第34条** 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

**第35条** 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

## 第8章 資産及び会計

(法人の資産)

**第36条** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

**第37条** この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(資産総額の変更登記)

**第38条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(資産の処分制限)

**第39条** 基本財産並びに運用財産中の不動産は、これを処分(担保に供することを含む。以下、この条において同じ。)してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由のあるときは、次に掲げる土地を除き、理事総数の3分の2以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

一	東京都西東京市新町一丁目205番1	学校用地	37,868 m <sup>2</sup>
二	東京都西東京市新町一丁目205番14	学校用地	13,497 m <sup>2</sup>
三	東京都西東京市新町一丁目205番16	学校用地	2,340 m <sup>2</sup>
四	東京都西東京市新町一丁目205番17	学校用地	2,073 m <sup>2</sup>
五	東京都西東京市新町一丁目205番18	学校用地	2,796 m <sup>2</sup>
六	東京都西東京市新町一丁目205番19	学校用地	15,611 m <sup>2</sup>
七	東京都西東京市新町一丁目205番20	学校用地	2,393 m <sup>2</sup>
八	東京都西東京市新町一丁目205番21	学校用地	154 m <sup>2</sup>
九	東京都千代田区四番町2番8号	学校用地	756 m <sup>2</sup>
十	東京都千代田区四番町3番4号	学校用地	995 m <sup>2</sup>
十一	東京都千代田区四番町3番13号	学校用地	37 m <sup>2</sup>
十二	東京都千代田区四番町11番8号	学校用地	2,227 m <sup>2</sup>

計 80,747 m<sup>2</sup>

(積立金の管理運用)

**第40条** 運用財産に属する積立金の管理運用は、安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図るものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中長期的な計画)

**第41条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない。これに重要な変更を

加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中長期的な計画として、10年間の長期計画と5年間の中期計画によって構成される中長期計画を理事長が策定し、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(会計)

**第42条** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(事業報告及び決算)

**第43条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

**第44条** この法人は毎会計年度終了後3カ月以内に、役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第45条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を各事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

**第45条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

**第46条** 予算をもって定めるものを除くほか、更に新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとする場合は、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(会計年度)

**第47条** この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(責任の免除)

**第48条** 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠

償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

**第49条** 理事（理事長、常務理事、学内理事又はこの法人の教職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金400万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

## 第9章 解散及び合併

（解散）

**第50条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 第1項第1号から第3号に掲げる事由による解散に当たっては、あらかじめ顧問会議の意見を聴き、理事会は、その意見を十分に尊重して決議しなければならない。

（残余財産の帰属者）

**第51条** この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）するに至ったときは、その残余財産の全部を浄土真宗本願寺派関係の学校法人その他教育の事業を行う者に寄附する。

（合併）

**第52条** この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第10章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

**第53条** この寄附行為を変更するときは、理事会における理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議（私立学校法施行規則第54条各号で定めるものにあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会における理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 1 1 章 公告の方法その他

(公告の方法)

**第 5 4 条** この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。  
(施行規則)

**第 5 5 条** この寄附行為の施行規則は、理事会が定める。

附 則

この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 鷹谷俊之  
理 事 壽美井鷹一  
理 事 仁本正恵  
理 事 津村重舎  
理 事 高辻恵雄  
理 事 山本晃紹  
監 事 市瀬大一郎  
監 事 阿部喜市

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年 1 2 月 2 2 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 1 2 月 2 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 3 月 6 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 1 2 月 1 9 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 1 1 年 1 0 月 2 2 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 1 2 年 1 0 月 2 6 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 3 年 1 2 月 2 0 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 4 年 4 月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 4 年 7 月 3 0 日）から施行する。

附 則

1 平成 1 5 年 3 月 3 1 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 武蔵野女子大学は、平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在、同大学（通信教育部を除く）に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年12月10日）から施行する。

附 則

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

附 則

平成17年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年6月14日）から施行する。

2 この寄附行為施行に伴い、武蔵野女子学院の学則及び諸規程等のうち、武蔵野女子大学短期大学部及び学科の名称に係る規定は、削るものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年8月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

2 武蔵野大学現代社会学部現代社会学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成20年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年6月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年12月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年6月17日）から施行する。

附 則

平成24年1月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成24年11月8日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

平成25年9月2日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

平成25年10月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成26年5月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成27年12月24日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成28年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年12月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成29年9月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

平成30年3月20日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成30年6月25日）から施行する。

附 則

平成30年8月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年1月16日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月2日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月27日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和2年5月29日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日の属する月の翌月の1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の寄附行為施行前に開催する理事会において、変更後の寄附行為に基づく理事、理事長、常務理事及び学外理事者会会長の選任を行うことができるものとする。
- 3 変更後の寄附行為施行の際、理事、監事及び評議員である者は、その任期が満了するまでは、変更後の寄附行為により選任されたものとみなす。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年8月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和4年3月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和4年3月4日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の寄附行為が認可された日から令和4年3月31日までの間に開催する理事会において、変更後の寄附行為に基づく第7条第4号から第7号の理事の選任を行うことができるものとする。
- 3 変更後の寄附行為施行の際、理事長、第7条第1号、第2号、第3号、第8号及び第9号の理事、学外理事者会会長、監事並びにこの法人が設置する高等学校、中学校の中高学園長及び校長である者は、変更前の寄附行為における任期が満了するまでは、変更後の寄附行為により選任されたものとみなす。
- 4 令和4年3月31日に任期が満了する役員については、変更後の寄附行為に基づき選任を行うことができるものとする。

附 則

この寄附行為は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和5年3月28日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和7年1月24日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は令和7年度の定時評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

3 この寄附行為の施行の際、現に在任する評議員の任期は、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員であって、私立学校法第31条及び第46条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

附 則

この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

令和7年10月28日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（令和8年3月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和8年4月1日から施行する。